

公布された条例のあらまし

◇奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

1 条文の整備

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、次の条例について、同令等で使用する用語等を引用する条文の整備を行うこととした。

- (1) 奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- (2) 奈良県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- (3) 奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- (4) 奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
- (5) 奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

2 施行期日

公布の日から施行することとした。